

令和7年度 松山市幼保連携型認定こども園指導監査実施方針

〔基本方針〕

幼保連携型認定こども園（以下、「認定こども園」という。）に対する指導監査については、関係法令、通知に基づき、認定こども園の自主性を十分に尊重しつつ、教育・保育の提供等が適正に行われていることの確認のために実施する。なお、学校法人が設置する認定こども園については、それぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開してきた経緯を踏まえた対応を行う。

一般指導監査はすべての施設について年1回実地検査により実施する。

〔重点事項〕

① 事故防止・安全対策

- ・「学校安全計画」及び危険等発生時において職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた「危険等発生時対処要領」を作成し、職員に周知しているか。
- ・施設外での活動等のために自動車を運行するとき、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により児童の所在を確実に把握しているか。
- ・送迎バスを運行する場合、ブザー等乳幼児の見落としを防止する装置を設置し、降車時には乳幼児の所在確認をしているか。

② 適切な教育・保育の提供と支援の確保

- ・全体的な計画を作成するとともに、指導計画に基づいて教育・保育が提供されているか。
- ・教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しているか。
- ・日常の安全管理、睡眠中のうつぶせ寝や食事時の誤嚥など重大事故の発生しやすい場面での事故防止の取り組みや危機管理はできているか。
- ・給食の献立は変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量が確保され、身体的状況及び嗜好が考慮されているか。
- ・アレルギー疾患を有するこどもへの保育は、保護者と連携し医師の検診及び診断書及び指示書に基づき、適切な対応を行っているか。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、園の体制構築など、安全な環境の整備を行っているか。
- ・食物アレルギーの提供時に、誤配・誤食等の発生予防に努めているか。

③ 職員の確保・定着促進及び資質向上の取組

- ・時間外労働の縮減や有給休暇の取得率の向上など労働条件の改善に努めるとともに、研修の機会を付与するなど職員の資質向上が図られているか。
- ・職員の定着化に向けた取り組みが実施されているか。

④ 人権侵害の発生防止及びその対策

- ・身体拘束、虐待の防止を図るための対策や体制の整備、苦情解決のための仕組みの周知徹底及び公表を行っているか。

⑤ 個人情報の取り扱い

- ・個人情報の取得、利用を適正に取り扱っているか。
- ・個人情報の漏えいの防止等のための措置を講じているか。

⑥ 防災・防犯及び感染症対策

- ・必要な設備の整備及び物資の確保がなされているか。
- ・非常時の際の連絡・避難体制及び地域や関係機関・団体との協力体制の確保が行われているか。
- ・実効性の高い非常災害対策計画等を策定するとともに、その内容を職員間で十分共有しているか。
- ・感染症が発生又はまん延しないような取り組みが行われているか。